

令和元年第3回春日那珂川水道企業団議会定例会（第2日）

1. 出席議員（10名）

1番	吉	永	直	子	2番	松	尾	正	貴
3番	白	水	祥	太郎	4番	迫		賢	二
5番	若	杉		優	6番	江	頭	大	助
7番	川	崎	英	彦	8番	野	口	明	美
9番	壽	福	正	勝	10番	金	堂	清	之

2. 欠席議員（なし）

3. 説明のために出席した者の職氏名（11名）

企業長	井上	澄和	副企業長	武末	茂喜
参与	後藤	俊介	参与	小原	博
局長	櫻井	隆司	総務課長	山崎	巖
浄水課長	重松	岩敏	施設課長	平山	幸生
料金課長	中島	勝巳	水源対策課長	安藤	敏洋
建設課長	藤野	哲			

4. 出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長	山川	誠治	書記	糸山	明宏
書記	十時	敬子			

5. 議事日程第2号

日程第1 議案第6号及び議案第7号に対する質疑、討論、採決

6. 会議に付した事件名

議案第6号 令和元年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第7号 平成30年度春日那珂川水道企業団水道事業会計の決算について

開会 14時00分

○江頭議長 皆さんこんにちは。

定例会に先立ちまして、次回の定例会の日程をお手元に配付させていただいておりますので、御一読いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

今次定例会に一般質問の通告はあっておりません。

本日の会議は、お手元に配付をいたしております議事日程第2号により議事を進めてまいります。

日程第1、これより質疑に入ります。

議案第6号及び議案第7号を一括議題とします。

議案第7号平成30年度春日那珂川水道企業団水道事業会計の決算について、1名の方から質疑の通告がっておりますので、質疑をお受けします。

1番吉永直子議員。

○吉永議員 1番吉永直子です。議案第7号水道事業会計決算の未処分利益剰余金についてお尋ねをします。

当年度未処分利益剰余金が19億3,362万757円計上されております。この使途、使い道ですが、どのように考えておられるのか、お尋ねをします。

○江頭議長 山崎総務課長。

○山崎総務課長 ただいま御質問の未処分利益剰余金の使途についてお答えをいたします。

利益剰余金は、毎年度の純利益を処分せずに剰余金としてこれまで積み立ててきており、資本的収支の不足額を補填する財源の一つであります。資本的収支の不足を補填する財源の充当順位が行政実例等によりますと、第1順位として消費税及び地方消費税資本的収支調整額、第2順位として過年度損益勘定留保資金、第3順位として当年度損益勘定留保資金を充て、第4順位として利益剰余金とすることが適当とされております。

現在、資本的収支不足額は消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度損益勘定留保資金で補填できておりますので、未処分利益剰余金としてそのまま残しております。将来的に浄水場の改良事業等、多額の資金を要することとなった場合等は、未処分利益剰余金を計画的に建設改良積立金に積み立てるということとなります。

以上でございます。

○江頭議長 吉永議員。

○吉永議員 再質問です。

ここ数年の純利益の状況を確認しましたら、単年度で2億円から3億円の利益が出てお

ります。それがそのまま剰余金として積み立ててきているということです。これは、単純に考えると、水道料金の取り過ぎとも言えます。春日、那珂川は福岡県下でも高い水道料金を住民に負担させているわけですが、この剰余金を使うことも含めて、水道料金引き下げの見直しの検討はできないのでしょうか。

○江頭議長 山崎総務課長。

○山崎総務課長 答えいたします。

議員御質問の中にありますように、会計処理上、決算において純利益が発生した場合は、これを利益剰余金として積み立てております。これを使うことも含めた上で、水道料金の引き下げの見直しの検討はできないかということですが、さきの答弁で申し上げた利益剰余金は資本的収支の不足額を補填する財源の一つであり、将来計画的に浄水場の更新をするような場合の建設改良積立金に積み立てたり、不測の災害等による施設の補修等に保有しておく必要がございます。

また、今回の改正水道法では、経営基盤強化が提唱されております。我が国の多くの水道事業体は規模も小さく、その基盤は脆弱であると言われております。将来の人口減少による料金収入の減少や配管を含めた施設の耐震化を推進することによる資金の確保等々により、経営は厳しいものとなることが予想されますので、将来にわたって安定した財源を確保し、安定した給水を持続することが責務と考えられます。

これらを総合的に勘案していきますと、利益剰余金があるという理由で水道料金を引き下げる検討ということは、現時点では非常に厳しいものと考えられます。

以上でございます。

○江頭議長 よろしいですか。

これで1番吉永直子議員の質疑は終わりました。

ほかに質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○江頭議長 これで、議案第6号及び議案第7号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第6号及び議案第7号を一括議題といたします。

議案第7号平成30年度春日那珂川水道企業団水道事業会計の決算について、1名の方から討論の通告がっておりますので、討論をお受けします。

1番吉永直子議員。

○吉永議員 1番吉永直子です。議案第7号について討論を行います。

平成30年度春日那珂川水道企業団水道事業会計決算について、特段の大きな問題点が見

受けられるわけではありませんが、一言申し上げます。

水道料金の徴収から発生する利益剰余金が約20億円にも及んでおります。毎年度2億、3億と積み増してできたものです。単純に考えれば、水道料金の取り過ぎとも言えます。積み立てたこの未処分利益剰余金の使い道については、将来的な浄水場の改良事業などに利用するとのことでした。建設改良など多額の資金を要する事業は、計画的な起債をして行うものではないでしょうか。

また、災害時のためと言いますが、災害時の対応を根拠にすれば、無制限に積み立てることになります。災害対応は小さな事業体で補えるものではなく、国や県が対応するものと考えます。内部留保金も積み立てている中で剰余金がどこまで必要なのかは、厳密に精査する必要があります。

住民の生活実態を見れば、年々格差と貧困の状況は深刻さを増しています。給与や年金収入は増えていないのに、国保税、介護保険料は相次ぐ値上げ、さらには物価が上昇する中、先月10月には消費税が増税されました。何もかも値上げラッシュで、抱え切れない負担が住民に押し寄せています。

以前も申し上げましたが、1957年に施行された水道法は、憲法25条生存権の保障を具体化するもので、公共の福祉の増進を目的とする水道事業の位置づけを行いました。地方公共団体の役割は、住民の命と暮らしを守ることです。住民の生活実態を常に把握し、料金負担が適正であるか、負担を軽減する策はないのか考え、住民の暮らしを守る責務があります。

春日、那珂川の水道料金は、福岡県下でも高い料金を徴収しています。水道料金の徴収によって生まれた約20億円もの剰余金については、住民負担の軽減となる水道料金引き下げの検討を今後行っていただきたいということを申し添え、討論といたします。

○江頭議長 これでは1番吉永直子議員の討論は終わりました。

ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○江頭議長 討論なしと認めます。

これで議案第6号及び議案第7号に対する討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第6号令和元年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○江頭議長 ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第6号は原案のと

おり可決されました。

続きまして、議案第7号平成30年度春日那珂川水道企業団水道事業会計の決算について賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○江頭議長 ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第7号は認定することに決しました。

以上で今次定例会の日程は全て終了いたしました。

これにて令和元年第3回春日那珂川水道企業団議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 14時11分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和元年10月23日

春日那珂川水道企業団議会議長 江 頭 大 助

8 番 野 口 明 美

9 番 壽 福 正 勝